

東大寺宝珠院所蔵絵図から見た鎌倉時代後期の尼崎地域

西 田 友 広

はじめに

東大寺の塔頭である宝珠院に一枚の下地中分絵図が遺されている。⁽¹⁾筆者は二〇一三年八月に宝珠院所蔵史料の調査・撮影に参加し、この絵図の存在を知った。その後、気にかねながらも検討を進めることができていなかったが、この度、ようやく、この絵図の性格について一つの考えをまとめることができ、あらためて原本を調査する機会を得た。

そこで本稿では、この絵図の作成の経緯、そこに描かれた内容を分析し、絵図に描かれた地域とそれを取り巻く社会の状況について論じることにしたい。

一 東大寺宝珠院所蔵の下地中分絵図

東大寺宝珠院所蔵の下地中分絵図は六五cm×七七cmほどの大きさで、三三cm×二六cmほどの料紙六枚からなっている。現状では裏打ちが施され、八つ折りの状態で保管されている。

この図は、黄土色の二重線で囲まれた耕地およびその北・南・西に広がる緑色で彩色された草地を、「東大寺法華堂方」と「杭瀬村地頭方」とに朱線によって中分した絵図である。

墨で「東」「西」「南」「北」と方位を記し、朱で「東大寺法華堂方」「杭

瀬村地頭方」「樋、法華堂方」「樋、地頭方」「樋、両方可寄合」と記されている。

耕地の多くは短冊形に整えられ、墨でその面積が記されており、総計は七町一段と推計される。

ところどころにその名主あるいは作人の名を墨で記した貼紙が貼付されているが、それは「東大寺法華堂方」に限られる。

耕地を囲む黄土色の二重線には七カ所に「樋」が描かれている。この「樋」の構造は「大和国西大寺与秋篠寺堺相論絵図」⁽²⁾に描かれた、「赤皮

田池」から用水を引く「南樋」「北樋」と類似している。

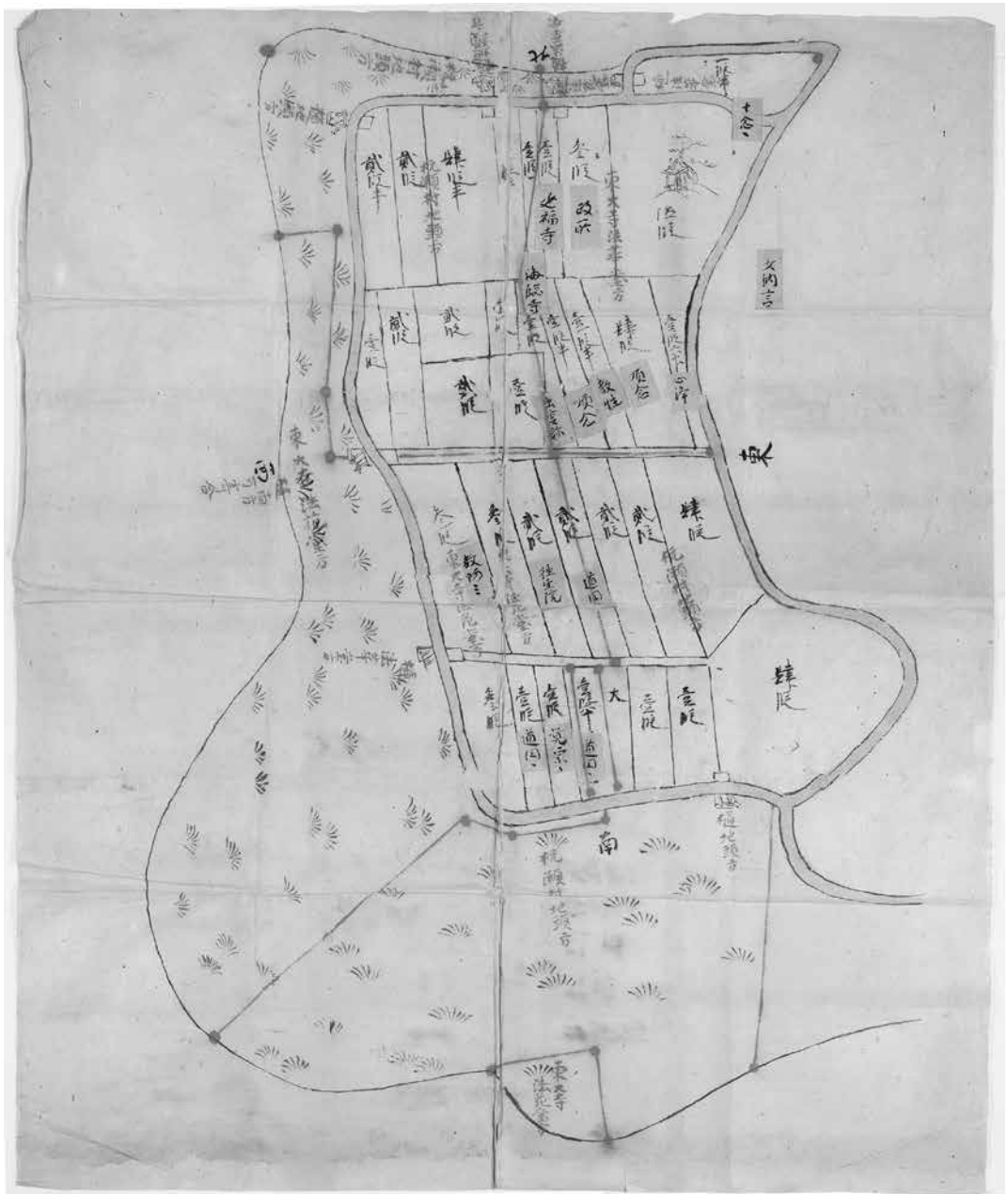
また東北隅には、小丘陵状の描写の上に松と社殿が描かれている。

杭瀬村が神崎川の河口地域に当たり、干拓による開発が進められていたことを踏まえるならば、黄土色の二重線は干拓に



大和国西大寺与秋篠寺堺相論絵図(部分)
東京大学文学部所蔵

(1) 東大寺宝珠院所蔵絵図から見た鎌倉時代後期の尼崎地域 (西田)



摂津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図 東大寺塔頭宝珠院所蔵

よる耕地を囲む堤、「樋」は排水のための樋と判断できる。西南部の二カ所の「樋」には彩色されていない二重線がつながっており、これは排水溝を描いたものと考えられる。

樋と草地在耕地の北・南・西に描かれ東には存在しないこと、東西に掘られた排水溝につながる樋が西側にのみ描かれていることから、東側が安定した陸地側、北・南・西側がより低湿な水面側であると考えられる。また草地も中分の対象となっており、この草地は今後の開発が見込まれる未開発の湿地と判断できる。

以上から、この図は神崎川河口地域の干拓地およびそれに隣接する未開発の湿地を「東大寺法華堂方」と「杭瀬村地頭方」とに分けた際に作成された絵図であり、「東大寺法華堂方」によって伝えられた絵図であることがわかる。

二 絵図作成の経緯

この時期の杭瀬荘近辺の状況については戸田芳実氏の「鎌倉時代の尼崎」などに詳しい。⁽³⁾ 戸田氏の叙述および関係史料からは以下のような経緯が知られる。

杭瀬荘は開発以来、藤原通俊から通俊の娘で藤原（堀河）経実の妻となった人物を介して堀河家の所領となり鎌倉末期の藤原氏女まで相伝された荘園であった。

これに対し、永仁（一二九三―九九）頃、東大寺が猪名荘内と称して訴訟を行ったが退けられた。

その後、乾元年中（一一三〇―一一三三）に、浄土寺門跡が橘御園内と称して訴え、後宇多院の院宣によって「押妨」した。この時、東大寺は浄土寺と「私和与」を行って杭瀬荘を「中分」したという。以上は藤原氏女方の主張であり、東大寺によれば、堀河経顕（藤原氏女の父）が橘御園

内と述べたため、東大寺と浄土寺との相論となり、中分が行われたのだという。

いずれにしても杭瀬荘は東大寺と浄土寺との間で中分されたのであるが、この時、「西野新開荒野等」を支配したのが、東大寺領の兵庫関などを請け負っていた澄承僧都であった。これに対し「西野新開荒野等」は杭瀬荘内であると地頭が鎌倉幕府に訴えた結果、地頭がその半分を知行することになったという。この時の関東下知状は「西野中分時之関東御下知」と記されており、「西野新開荒野等」は杭瀬荘地頭と澄承との間で中分されたことが分かる。

これをうけて藤原氏女は、幕府も「西野新開荒野等」が杭瀬荘内であること認めており、杭瀬荘と猪名荘は別の荘園であると主張し、元亨元年（一一三二）四月に安堵の勅裁を獲得したが、澄承が従わなかったため、元亨三年（一一三三）にも訴訟を起こしている。

これらのことから、「西野新開荒野等」が杭瀬荘地頭と澄承との間で中分されたのは、乾元年中（一一三〇―一一三三）から元亨元年（一一三二）の間のこととなる。

一方、近年調査が行われた京都大学所蔵の宝珠院文書からは、嘉元四年（一一三〇）に東大寺法華堂が、その所領であった「摂津国猪名荘東野」「長洲村開発田東野」を濫妨したとして、杭瀬村（杭瀬荘とも）の地頭美藤左衛門尉の代官左衛門三郎を訴えていたことが知られる。⁽⁵⁾

さらに元亨二年（一一三二）の杭瀬荘雑掌申状案には、文保二年（一一三八）三月二十三日の「地頭和与状」が副進されている。この文書は「西野新開荒野等」が「当荘（杭瀬荘、筆者注）内として御下知に預かる事」を示すものとして副進されており、先に見た澄承と杭瀬荘地頭との相論に関するものであることがわかる。⁽⁷⁾ また「猪名荘長洲野路開発」に関する「文保二年三月廿三日関東下知状」の存在も知られ、この関東

下知状と地頭の和与状は一連の文書と考えられる。

なお、戸田氏の研究を踏まえると、藤原氏女の言うところの杭瀬荘「西野新開荒野等」と、東大寺の言うところの猪名荘「東野」あるいは「長洲村開発田東野」は同一の空間と考えられる。

これらを踏まえるならば、東大寺宝珠院所蔵の下地中分絵図は、嘉元四年（一三〇六）からの東大寺法華堂と杭瀬莊地頭との相論に対する、文保二年（一一三八）三月二十三日の和与の成立と幕府の裁許によって作成された、「撰津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」であると推定できる。

ただし、この「撰津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」を和与・裁許によって作成された絵図正本と考えることは難しい。正本であれば、中分線の左右に執権・連署（文保二年は執権北条高時・連署金沢貞顕）あるいは両当事者の花押などが記されているはずだからである。⁽⁹⁾ また、最も南側の耕地を分割する中分線は「道円」の貼紙のある耕地の左右両側にひかれていますが、これは後述のように右（東）側が正しいと考えられ、中分線を引く際の誤りが見られる。また、貼紙の上から中分線が引かれている部分もある。これらのことは、この絵図が正本ではないことを示しているよう。

「東大寺法華堂方」にのみ名主あるいは作人の名と考えられる貼紙が貼付されていることを考えるならば、現状の「撰津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」は、和与・裁許によって作成された正本に基づき、「東大寺法華堂方」の管理・支配のために作成された絵図と考えるのが妥当であろう。

三 絵図から見る「西野新開荒野等」

東大寺宝珠院所蔵の絵図が文保二年（一一三八）の東大寺法華堂と杭

瀬莊地頭との間での和与によって作成された「撰津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」であることを踏まえ、さらに絵図の内容を考えてみよう。

先に見たように、絵図には堤で囲まれた「西野新開」の耕地とそこからの排水溝と排水樋、「西野新開」の北・南・西に広がる「荒野」が描かれている。また、樋と「荒野」の存在状況から、東側が安定した陸地側、北・南・西側がより低湿な水面側であると考えられる。さらに、二重線で描かれた排水溝が南北の真ん中の中分線部分の他は、その南側にのみ描かれていることは、「西野新開」の北半分よりも南半分の方が低湿であることを示しているよう。こうした点から、「西野新開」地域では、東北方から西南方へ土地形成が進んでいる状況を読み取ることができる。

このような条件下にある「西野新開」の東北隅には、小丘陵状の描写の上に松と社殿が描かれており、ここが「西野新開」の開発の出発点であったと考えられる。この社殿に隣接する耕地が「政所」・「延福寺」に確保されていることも注目される。延福寺は同じく神崎川河口地域に所在した東大寺領長洲莊（あるいは猪名莊とも）の野地村内にあり「寺家政所延福寺」と表現されている。⁽¹⁰⁾

下地中分は「西野新開」を東北部・東南部・西北部・西南部に四分割し、東大寺法華堂が東北部と西南部を、杭瀬莊地頭が西北部と東南部を得ることで、陸地側と水面側のそれぞれを等分しているのであるが、その中でも最も安定していると考えられる東北部を東大寺法華堂が確保し、その中でも最も安定している部分を東大寺の尼崎地域における拠点である「政所」・「延福寺」が確保しているのである。

一方、「西野新開」の耕地が基本的に直線で区切られた短冊形をしていることは、「西野新開」内は高低差がそれほど大きくない平坦な土地を開発したものであることをも示している。

平等の観点と貼紙の存在からは、最も南側の耕地を分割する中分線は「道円、」の貼紙のある「一段六十歩」の耕地の右（東）側の中分線が正しいと考えられる。この場合、若干の誤差はあると考えられるものの、東大寺法華堂方が三町四段三〇〇歩、杭瀬莊地頭方が三町六段六〇歩となる。地頭方が一段一二〇歩多くなるが、東大寺法華堂方が最も条件の良い東北部を確保していることや、後に述べる樋の配分を考えるならば、平等と考えてよいであろう。なお「荒野」部分の中分線の引き方は自然な複雑さを見せているが、これは堤の維持・管理の負担と「荒野」の配分の平等を図った結果と考えられる。

樋は地頭方三カ所、法華堂方三カ所、両方寄合が一カ所と平等に配分されている。この樋は排水樋であり、その維持・管理は「西野新開」全体の維持・管理につながるものであることから、樋の維持管理の負担が等分されたものと考えられる。両者寄合とされた樋が中分線と重なっていることは、この樋に接続する排水溝が「西野新開」の最も重要な排水溝であったことをも示していると言えよう。ただし、東北部の法華堂方の樋は法華堂方の土地のみに関わるものであり、実質的には地頭方の樋が一カ所多いことになる。この点は先に述べた耕地面積の差とも関わっていると考えられる。

「塩堤」の築造による開発については黒田日出男氏の研究に詳しいが、この「摂津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」は、鎌倉時代末期の神崎川河口地域における開発地の様相を具体的に示すものとして極めて貴重であると言える。

四 「西野新開荒野等」をめぐる人々

「西野新開荒野等」にはさまざまな人々が関与していた。

「西野新開荒野等」は東大寺法華堂方と杭瀬莊地頭方とに分割された

のであるが、東大寺法華堂方は澄承僧都、杭瀬莊地頭方は地頭美藤左衛門尉の代官左衛門三郎が当事者であった。

澄承は延慶から嘉暦の間に、尼崎地域関係の史料に登場する東大寺僧である。¹³延慶二年（一三〇九）には兵庫関の雑掌として見え、正和元年（一三一二）には「東大寺方段別五升地子使」として長洲莊に関わり、鴨社領長洲御厨などを押妨したとして訴えられている。¹⁴また、正和四年（一三二五）には長洲莊雑掌と見え、また「長洲間別預所」「野地開発田預所」とも見えている。¹⁵嘉暦四年（一三二九）四月以前に、後に見る教性らに殺害されるが、その時には「長洲莊間別并野地村預所」と見えている。¹⁶澄承は預所として「西野新開荒野等」に関与していたと考えられる。

一方、地頭的美藤左衛門尉は、美藤という名字の武士は同時代に見当たらないことから、尾藤左衛門尉である可能性が考えられる。そうであるならば得宗被官の尾藤時綱（後、演心）¹⁷かその一族と考えられる。時綱は得宗北条貞時の側近であり、得宗家の執事を勤めたこともある、有力な得宗被官である。また地頭代左衛門三郎については、元徳二年（一三三〇）に東大寺領長洲莊（猪名莊とも）野地村に乱入した「悪党」教念・教性一党の中に見える「杭瀬下司左衛門三郎」と同一人物ではなからうか。この推測が当たっているならば、得宗家執事と「悪党」とのつながりを示す事例として注目される。

絵図にはまた多くの貼紙があり、そこに記されているのは名主・作人など、その土地の耕作の責任者と考えられる。これらの名前には同時代の史料に確認できるものもあり、まとめると以下のとおりである。

「政所」「延福寺」

関係史料に「寺家政所延福寺」・「野地村内延福寺」と見え、東大寺の長洲莊における現地拠点であった。「延福寺」は寺院そのものを、「政所」はその職にある個人を指すのであろうか。なお、これらの貼紙の下にも、

それぞれ料紙に「政所」「延福寺」と記されている。

「海臨寺」

元亨二年（一三二二）正月日に作成された元亨元年の長洲莊内開発田年貢散用状に年貢負担者として見える。近世には真言宗寺院の海臨寺が存在し、その跡地に天正八年（一五八〇）銘の一石五輪塔が遺されている。⁽²¹⁾

「順念」

二カ所に貼付されている。嘉暦元年（一三二六）に長洲御厨「番頭」として見える順念と同一人物と考えられる。⁽²²⁾

「教性」

延慶三年（一三一〇）以降、この地域で悪党として活動した「撰津国尼崎住人江三入道^{教性}」⁽²³⁾と考えられる。正和四年（一三一五）に兵庫関で守護代と合戦した悪党の一員としても見え、長洲莊悪党として注目されている。⁽²⁴⁾「百姓江三入道」⁽²⁵⁾とも記され、嘉暦元年（一三二六）には長洲御厨「番頭」としても見えている。⁽²⁶⁾先に見たように澄承を殺害した人物でもある。⁽²⁷⁾

「出雲跡」

元亨二年（一三二二）正月日に作成された元亨元年の長洲莊内開発田年貢散用状に年貢負担者として見える「出雲坊跡」と同一人物と考えられる。⁽²⁸⁾

「往生院」

あるいは撰津国多田院の往生院か。

「少納言」

未詳。本来は「西野新開」内の耕地のいずれかに貼付されていたものかと考えられる。

「道門、」

未詳。三カ所に見える。この内、最も南側の二本の朱線で挟まれた部分の貼紙の下には「道祖神田」と記されている。

「十念、」「心浄」「教阿彌」「覚宗、」

未詳。

「西野新開」の耕地は、順念・教性が鴨社領長洲御厨の番頭でもあったことからわかるように、他の莊園領主ともつながりをもつ人々によって耕作されていた。「西野新開」を含む神崎川河口地域は、土地の支配と人の支配とが錯綜する状況にあったのである。

また東大寺法華堂・預所澄承と地頭美藤左衛門尉（尾藤時綱カ）・地頭代左衛門三郎（杭瀬下司カ）との間で中分がなされる以前には、「西野新開荒野等」をめぐって杭瀬莊領家藤原（堀河）氏女と浄土寺門跡および東大寺との間にも相論があったことは先行研究の指摘するところである。⁽²⁹⁾

七町ほどの開発地を舞台として、東大寺法華堂・預所澄承、浄土寺門跡、杭瀬莊領家藤原（堀河）氏女、杭瀬莊地頭美藤左衛門尉（尾藤時綱カ）・代官左衛門三郎（杭瀬下司カ）、住人江三入道教性が利害を争い、教性は「悪党」として訴えられ、預所澄承は教性に殺害された。そして「悪党」教性は鴨社領長洲御厨の番頭でもあり、得宗被官との関係もうかがわれる杭瀬下司左衛門三郎と連携していた。

「西野新開荒野等」をめぐった状況は、鎌倉末期の社会の全階層を巻き込んだ錯綜状況や利権争い、その結果としての「悪党」の発生の、極めて具体的な事例の一つと言える。

「撰津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」は、このような鎌倉時代末期の社会状況の舞台を描いた絵図としても貴重である。

おわりに

以上に述べてきたことをまとめると、以下のようになる。

東大寺塔頭宝珠院に遺された下地中分絵図は、東大寺法華堂（雑掌は澄承）と杭瀬莊地頭美藤左衛門尉（尾藤時綱カ。代官は左衛門三郎（杭瀬下司カ）との間で、嘉元四年（一一三〇）六以来の相論に対する、文保二年（一一三二）八月二十三日の和与の成立と幕府の裁許によって作成された、「摂津国杭瀬莊西野新開荒野等下地中分絵図」をもとにした現地支配・管理のための絵図と推定できる。

この絵図は、鎌倉時代末期の神崎川河口地域における開発地の様相を詳細かつ具体的に示す絵図として、また、社会の全階層を巻き込んだ錯綜状況や利権争い、その結果としての「悪党」の発生する状況とその舞台を描いた絵図として、極めて貴重な絵図と考えられる。

〔注〕

- (1) 東大寺塔頭宝珠院所蔵文書第七函九号。東京大学史料編纂所図書室のパソコンで画像が公開されている。
- (2) 東京大学文学部所蔵（東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影 三 近畿二』（東京大学出版会、一九八八）所収）。
- (3) 戸田芳実「鎌倉時代の尼崎」（『尼崎市史 一』、一九六六）。他に、熊谷隆之「摂津国長洲莊悪党と公武寺社」（『勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七）、大村拓生「鎌倉後期の尼崎」（『地域史研究—尼崎市立地域研究史料館紀要—』三九—、二〇〇九）、市沢哲「雑掌・悪党・両使」（『日本史研究』六五〇、二〇一六）も参照。
- (4) 元亨三年二月日杭瀬莊雑掌申状（年月日未詳）東大寺衆徒等日安案（『水本管夫氏所蔵文書』『兵庫県史 史料編 中世五』（兵庫県史編集専門委員会、一九九〇）東大寺文書猪名荘・長洲莊五〇・五一号）。
- (5) 嘉元四年七月日東大寺法華堂訴状案（嘉元四年）七月二十九日東大寺別当聖忠御教書案（『京都大学所蔵宝珠院文書』科研報告書『中世寺院における内部集団史料の調査・研究』（研究代表者勝山清次）法華堂文書平安・鎌倉時代分一〇・一一一〇号）。
- (6) （元亨二年）杭瀬莊雑掌申状案（『京都大学所蔵宝珠院文書』前掲注（5）科研報告書法華堂文書平安・鎌倉時代分一三八号）。
- (7) なお、正和元年（一一三二）に幕府が杭瀬莊の地頭職を停止し、東大寺に「返付」している（正和元年八月二十六日関東御教書案（『東京大学文学部所蔵東大寺文書』前掲注（4）『兵庫県史』東大寺文書猪名荘・長洲莊四一〇号）が、文保二年（一一三二）に地頭との間に和与が成立していることからすると、この地頭職停止は撤回されたものと考えられる）。
- (8) 暦応三年九月二十七日足利直義下知状案（『真福寺所蔵文書』前掲注（4）『兵庫県史』東大寺文書猪名荘・長洲莊七二〇号）。なお、淡路国由良莊をめぐる相論では、和与状作成の翌日に鎌倉で裁許状が発給されている（元応元年十二月二十六日淡路国由良莊雑掌・地頭和与状、元応元年十二月二十七日関東下知状。いずれも『山城若王子神社文書』『鎌倉遺文』三五—二七三四七・二七三四八号）。杭瀬莊をめぐる相論も、鎌倉で取り扱われることとなり、和与と同日の裁許となったと考えられる）。
- (9) 中分線の左右に執権・連署の花押が記された下地中分絵図としては正嘉二年（一二五八）の「伯耆国河村郡東郷莊下地中分絵図」が、両当事者の署名・花押が記された下地中分絵図としては元亨四年（一一三二）の「薩摩国日置北郷下地中分絵図」がある。いずれも東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』（東京大学出版会）に収録されている）。
- (10) （嘉暦四年）東大寺法華堂禪徒等申状案（『京都大学所蔵宝珠院文書』前掲注（3）『南都寺院文書の世界』摂津国長洲莊悪党関係史料三三）・元徳二年十月十三日斎藤基伝請文案（同前四号）・元徳三年八月八日東大寺年預五師門英書状案（同前四号）。
- (11) 黒田日出男「『塩堤』開発とその技術」（『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四、初出は一九八三）。なお『図説 尼崎の歴史 上』（尼崎市立地域研究史料館、二〇〇七）も参照。

- (12) 澄承については前掲注(3) 戸田論文他を参照。
- (13) 延慶二年二月二十三日小綱了尊等連署起請文(京都大学文学部博物館所蔵狩野亨吉氏蒐集文書) 前掲注(4) 『兵庫県史』 東大寺文書兵庫閔四号。
- (14) 正和元年六月日鴨御祖太神宮社司等重申状案(京都大学文学部博物館所蔵東大寺法華堂文書) 前掲注(4) 『兵庫県史』 東大寺文書猪名荘・長洲荘四〇号。
- (15) 正和四年五月十七日年預五師某書状案・正和四年七月十三日澄承長洲荘雜掌職請文(前掲注(4) 『兵庫県史』 東大寺文書猪名荘・長洲荘四八・四九号)。(年月日未詳) 兵庫閔前雜掌澄承申状(前掲注(4) 『東大寺文書』 大日本古文書『東大寺文書』二〇一・二二・二六号)。
- (16) 嘉暦四年四月七日年預五師清寛書状案(土代) (前掲注(4) 『兵庫県史』 東大寺文書猪名荘・長洲荘五五号)。
- (17) 尾藤時綱については細川重男「尾藤左衛門入道演心について」(鎌倉政權得宗專制論) 吉川弘文館、二〇〇〇、初出は一九九六を参照。時綱は正和四年(一二一五)には出家しているが、延慶三年(一二三一〇)までは在俗であり、嘉元四年(一二三〇六)の「美藤左衛門尉」を尾藤時綱としても矛盾はない。
- (18) 前掲注(10) 元徳二年十月十三日齋藤基伝請文案。
- (19) 前掲注(10) (嘉暦四年) 東大寺法華堂禪徒等申状案・元徳二年十月十三日齋藤基伝請文案。
- (20) 元亨二年正月日撰津国長洲荘内開發田年貢散用状案(京都大学所蔵宝珠院文書) 前掲注(5) 科研報告書法華堂文書平安・鎌倉時代分一三七号)。
- (21) 『兵庫県の地名』(日本歴史地名大系、平凡社、一九九九)「中長洲村」の項。
- (22) 嘉暦元年九月日撰津長洲御厨代官沙汰人等連署起請文(撰津大覚寺文書『鎌倉遺文』三八―二九六一〇号)。
- (23) 前掲注(10) (嘉暦四年) 東大寺法華堂禪徒等申状案。
- (24) 正和四年十一月日撰津国兵庫閔悪党交名注進状案(内閣文庫所蔵撰津国古文書) 前掲注(4) 『兵庫県史』 東大寺文書兵庫閔三四号)。

- (25) 前掲注(3) 熊谷論文。
- (26) 前掲注(10) 元徳三年八月八日東大寺年預五師円英書状案。
- (27) 前掲注(22) 史料。
- (28) 前掲注(20) 史料。
- (29) 前掲注(3) 戸田論文。

付記

本稿の作成にあたり、東大寺宝珠院住職佐保山曉祥氏ならびにご家族、遠藤基郎氏にはたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。

本稿は、JSPS科研費JP二四三二〇一二四・二四二四二〇二〇・二五二四〇〇五二の研究成果を含むものである。